



森っこサンちゃん
人が育ち 人が輝く
あきる野の教育

あきる野市特別支援教育推進計画

— 第4次計画 —

～ すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進 ～

令和6年3月 あきる野市教育委員会

はじめに

国は、平成26年1月に国際連合の「障害者の権利に関する条約」を批准し、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を図ってきました。具体的には、この条約の「第24条 教育」において、障がい者を包容する教育制度等を確保することが示され、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」と記載されています。また、学校等の学びの場において、障害の有無に関わらず可能な限り一緒に学ぶことができるよう配慮することが求められています。

東京都教育委員会においては、平成29年2月に共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進に向けて、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定しました。

また、令和4年3月には、社会状況の変化やこれまでの取組、東京都こども基本条例（令和3年4月）等を踏まえ、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画 共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進」を策定し、特別支援教育を推進しています。

市教育委員会は、「すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進」という基本理念の下、平成27年3月に「あきる野市特別支援教育推進計画」を策定しました。これまでの取組の中で、全ての学校が、校内委員会を核とする組織的な支援体制を構築するとともに、障害の有無に関わらず、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、必要な指導及び支援を充実させるなど、一定の成果が得られたと考えています。

今後は、全ての学びの場において、子ども一人一人の違いを個性として受け止めながら、障害による困難さのために支援を必要とする子どもたちへの指導・支援を充実していくことが更に重要になってきます。

こうしたことから、特別支援教育の歩みや社会状況の変化等を踏まえ、これからの特別支援教育推進の考え方等を公表し、多くの方から様々な御意見をいただきました。皆様の御意見も参考に、具体的な事業について検討し、特別支援教育の一層の充実に向けて、「あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）」を策定しました。

市教育委員会は、本計画を着実に推進し、多様性が尊重された安心できる環境の中で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことと、個に応じた学びを両立する教育の充実に努めていきます。

共生社会の実現を目指し、特別支援教育を進めていくことは、教育行政や学校関係者の取組や努力だけでは結実できません。保護者の方々をはじめ、市民の皆様、教育関係者と協働して、取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御理解、御支援をいただきますよう、お願い申し上げます。

令和6年3月

あきる野市教育委員会

はじめに

第1章 計画の策定に当たって		
1	第4次計画策定の経緯	6
2	計画の位置付け	7
3	計画の期間	8
4	第三次計画の取組の主な成果	8
5	あきる野市内における多様な学びの場	8
第2章 あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方		
1	基本理念	10
2	特別支援教育における5つの視点	10
第3章 あきる野市特別支援教育推進計画実施状況報告		
1	乳幼児期	12
2	小・中学校期	14
3	あきる野市における特別支援教育推進体制	21
第4章 あきる野市における具体的な施策		
1	推進方針	26
2	推進体制	26
3	乳幼児期の推進計画	26
4	小・中学校期の推進計画	29
5	小・中学校期終了後の推進計画	35
第5章 用語解説・資料		
1	用語解説	38
2	資料（東京都や本市の関連計画など）	43

第1章

計画の策定に当たって



第1章 計画の策定に当たって

1 第4次計画策定の経緯

1 国の主な動向

- 平成19年4月に学校教育法が改正され、特別支援教育は、発達障害を含め、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての園・学校等において実施されることになりました。
- 平成23年8月に障害者基本法の改正、平成26年1月に国連の障害者の権利に関する条約を批准し、同年2月から国内において発効、平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、障がい者への不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務が定められました。
- 平成28年5月に発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障がい者の支援を行うことの重要性が示されました。
- 令和3年1月に中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方が示されました。
- 令和3年9月に医療的ケア児支援法が成立しました。

2 東京都の主な動向

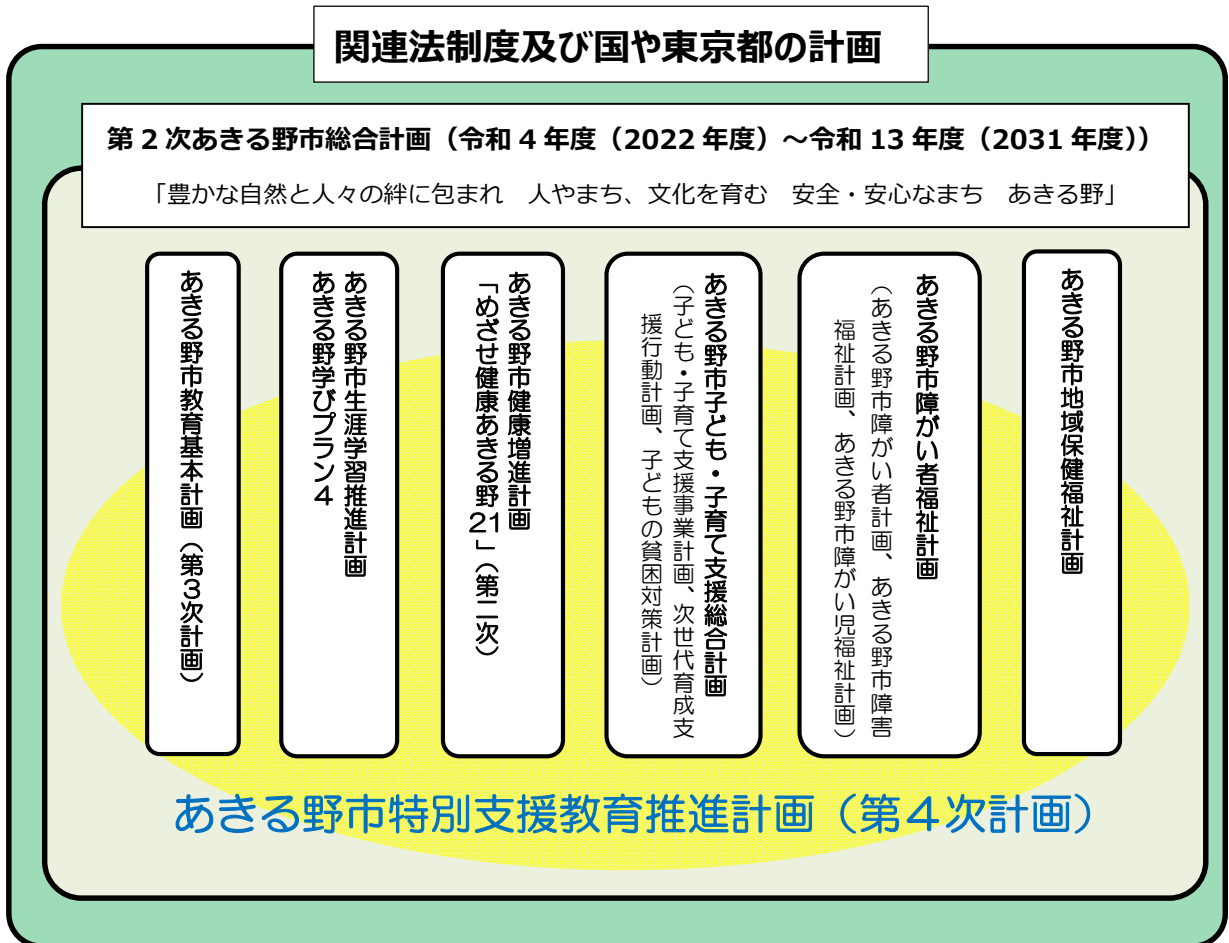
- 平成16年11月に東京都特別支援教育推進計画（平成16年度～平成28年度）を策定以降、平成29年2月に推進計画（第二期）第一次実施計画（平成29年度～令和3年度）、令和4年3月には推進計画（第二期）第二次実施計画（令和4年度～令和6年度）が示されました。
- 平成28年2月に東京都発達障害教育推進計画が策定されました。

3 あきる野市の主な取組

- 平成16年に特別支援教育の体制整備を進めました。
- 平成19年に特別支援教育推進事業を立ち上げ、通常の学級に在籍する学習障害等の特別な支援が必要な子どもたちを支援する体制整備を段階的に進めました。
- 平成22年4月より、「すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進」を基本理念として掲げて、特別支援教育を推進しました。
- 平成27年4月にあきる野市特別支援教育推進計画（平成27年度～平成29年度）を策定しました。
- 平成30年4月にあきる野市特別支援教育推進計画（第二次計画）（平成30年度～令和2年度）を策定しました。
- 令和3年3月にあきる野市特別支援教育推進計画（第三次計画）（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する本市の特別支援教育推進に関する計画であり、「第2次あきる野市総合計画（令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）」を上位計画とし、本市の特別支援教育を総合的かつ計画的に推進するために、「あきる野市教育大綱」や既に策定されている各種計画等との整合、関連分野との連携を図りながら策定したものです。また、前計画の基本姿勢を踏襲しつつ、SDGs*やSociety5.0*などの考えを加味した現行の国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョン（第4次）を踏まえ、本市の特別支援教育の推進方針、推進体制、各年度の目標及び取組内容を設定しています。



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章



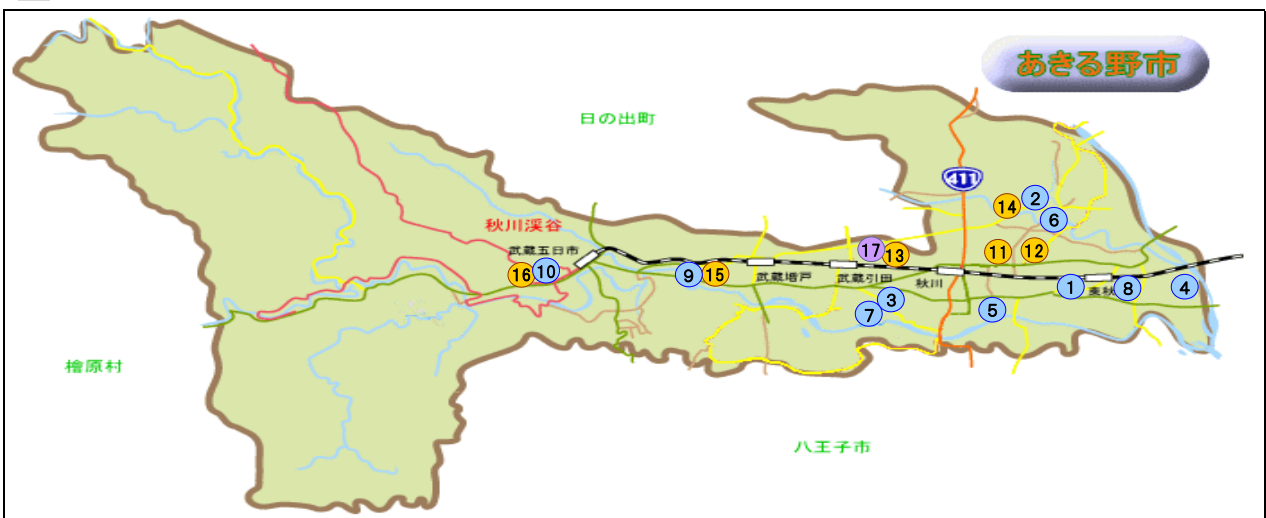
3 計画の期間

あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

4 第三次計画の取組の主な成果

- 特別支援教育の指導・支援の充実
 - ・特別支援教育コーディネーターを要とした特別支援教育の理解促進及び指導力の向上
- 特別支援教育のしくみの充実
 - ・小学校における自閉症・情緒障害特別支援学級の開設
 - ・医療的ケアを必要とする未就学児・児童・生徒への支援の充実
 - ・相談支援ファイル（ステップ）を活用した切れ目のない総合的な支援体制の実施
- 地域連携の強化
 - ・保護者、地域及び市民に対する特別支援教育に関する理解啓発活動の充実
- 就学前教育から小学校教育への円滑な接続
 - ・指導方針及び支援体制の共有並びにそれらを踏まえた特別支援体制の構築
 - ・就学支援シート等を活用した切れ目のない支援の継続及び充実

5 あきる野市内における多様な学びの場



学校名	設置学級等
① 東秋留小学校	特別支援教室（巡回校） 知的障害特別支援学級
② 多西小学校	特別支援教室（拠点校）
③ 西秋留小学校	特別支援教室（拠点校）
④ 屋城小学校	特別支援教室（拠点校）
⑤ 南秋留小学校	特別支援教室（拠点校） 自閉症・情緒障害特別支援学級
⑥ 草花小学校	特別支援教室（巡回校） 知的障害特別支援学級
⑦ 一の谷小学校	特別支援教室（巡回校） 知的障害特別支援学級
⑧ 前田小学校	特別支援教室（巡回校） 通級指導学級（ことばの教室）
⑨ 増戸小学校	特別支援教室（拠点校）

学校名	設置学級等
⑩ 五日市小学校	特別支援教室（巡回校） 知的障害特別支援学級
⑪ 秋多中学校	特別支援教室（拠点校）
⑫ 東中学校	特別支援教室（巡回校） 知的障害特別支援学級
⑬ 西中学校	特別支援教室（巡回校） 自閉症・情緒障害特別支援学級
⑭ 御堂中学校	特別支援教室（巡回校）
⑮ 増戸中学校	特別支援教室（拠点校）
⑯ 五日市中学校	特別支援教室（巡回校） 知的障害特別支援学級
⑰ 都立あきる野学園	知的障害（小・中・高） 肢体不自由（小・中・高）

第2章

あきる野市特別支援教育推進計画の 基本的な考え方



第2章 あきる野市特別支援教育推進計画の基本的な考え方

1 基本理念

平成19年4月1日付け19文科初第125号「特別支援教育の推進について（通知）」には、特別支援教育の理念として、特別支援教育は「障がいのある幼児・児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となる」と示されています。

この考えを踏まえ、市教育委員会では、平成22年4月から次の基本理念を掲げて、特別支援教育を推進しています。

すべての子どもたちを大切にする特別支援教育の推進

2 特別支援教育における5つの視点

【視点1】

子どもや保護者の教育的ニーズを的確に捉え、そのニーズに沿った支援を行います。

【視点2】

保育所・幼稚園等、小・中学校において、障がいのある方との体験的な交流等を通して、子どもたちが発達段階に応じて障害について学ぶ環境を整えていきます。

【視点3】

特別支援教育コーディネーターを要とした校内委員会を中心に、保護者と連携を密にするとともに、両者で作成した連携型個別指導計画等に基づき、意図的・計画的・組織的な支援の充実を図ります。

【視点4】

保育所・幼稚園等、小・中学校及び関係機関と子ども一人一人の情報を共有するなど、連携をより一層強化し、各園や学校の状況に即した特別支援教育の体制整備を推進します。

【視点5】

障がいのある方の自立支援に向けて、保護者、地域及び市民に対して特別支援教育に関する理解啓発を進めていきます。

第3章

あきる野市特別支援教育推進計画 実施状況報告



第3章 あきる野市特別支援教育推進計画実施状況報告

1 乳幼児期

(1) 乳幼児健康診査の状況（子ども家庭支援センター）

就学前の乳幼児を対象に健康診査（1歳6か月児、3歳児、乳幼児発達健康診査）を実施しました。また、必要に応じて専門機関等への紹介を行いました。

① 1歳6か月児健康診査

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診率（％）	101.4	97.8	92.5	95.1
受診者数（人）	491	538	381	539

② 3歳児健康診査

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受診率（％）	95.7	97.0	100.6	92.0
受診者数（人）	515	550	522	588

③ 乳幼児発達健康診査

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳幼児発達健康診査（件）	30	29	33	31

(2) 子育てに関する総合相談や子育て講座の実施状況（子ども家庭支援センター）

親子のより良い関係づくりのサポートや産後のストレス、育児などの悩みを抱えた保護者同士が集える場づくり等に取り組みました。また、育児の不安を解消するための相談活動や必要に応じて専門機関等への紹介を行いました。

(3) 特別な支援が必要な園児の状況（保育課）

保育所・幼稚園等で、特別な支援が必要な園児（障がい児認定）に対して必要な支援を行っています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所における対象児（人）	30	30	32	43
幼稚園における対象児（人）	33	21	30	29

保育所：15園

幼稚園（認定こども園含む）：6園

(4) 療育支援の状況（障がい者支援課）

児童発達支援は、在宅の障がい児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行いました。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	延べ人数(人)	延べ日数(日)	延べ人数(人)	延べ日数(日)	延べ人数(人)	延べ日数(日)	延べ人数(人)	延べ日数(日)
児童発達支援事業の状況	334	1,722	318	1,475	469	2,756	714	3,643

(5) 巡回相談の実施（指導室、保育課）

市内の保育所・幼稚園等の要請に基づいて、臨床心理士を年2～3回派遣し、次年度就学予定の園児を中心とした行動観察や園内ミーティング、園職員の相談等に対する助言を行いました。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から巡回数を減らして実施しました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
巡回数(回)	85	30	38	71
延べ対象者(人)	328	129	217	287

〈市内の園の数〉29園（巡回の対象となるもの）

幼稚園（認定こども園を含む）：6園 保育所：15園

小規模保育施設：5園

※少人数（定員6人～19人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気の中で、生後57日から2歳児クラスまでの児童をお預かりする施設

認証保育所：2園 幼稚園類似施設：1園

(6) 就学支援シートの活用（指導室）

小学校への就学に伴い、全ての子どもが楽しい学校生活を過ごせるように、園児の様子や園で配慮してきたこと、保護者の思いなどを小学校に引き継ぐために、園と保護者が相談しながら就学支援シートを作成しました。また、学校は、引き継いだ就学支援シートを活用し、保護者面談の実施や校内支援体制の整備を行いました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就学支援シート作成件数(件)	123	117	106	113

2 小・中学校期

(1) 特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級の設置状況（指導室）

あきる野市立学校の設置数は、小学校10校と中学校6校の合計16校です。

知的障害特別支援学級（固定学級）は、知的障がいのある児童・生徒を対象としている学級です。小学校4校、中学校2校に設置しています。

自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）は、自閉症等の発達障害、心因性の選択性緘黙のある児童・生徒を対象としている学級です。小学校1校、中学校1校に設置しています。

特別支援教室は、通常の学級に在籍しており、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等があり教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象としています。全ての小・中学校に特別支援教室を設置しており、専門の教員が学校を巡回して指導を行います。

通級指導学級（言語障害）は、通常の学級に在籍しており、吃音症や構音障害等の言語障がいのある児童を対象に、個々の実態や状況に応じて通級により指導を行います。小学校1校に設置しています。

【特別支援学級（固定学級）】

（各年5月1日時点）

学校名	種別	在籍児童・生徒数（人）				学級数（学級）			
		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
東秋留小学校	知的障害	23	27	30	33	3	4	4	5
草花小学校	知的障害	25	24	27	27	4	3	4	4
一の谷小学校	知的障害	21	19	24	15	3	3	3	2
五日市小学校	知的障害	32	28	31	33	4	4	4	5
南秋留小学校	自閉症・情緒障害	—	—	—	開設準備	—	—	—	開設準備
東中学校	知的障害	25	27	35	43	4	4	5	6
五日市中学校	知的障害	16	16	19	17	2	2	3	3
西中学校	自閉症・情緒障害	13	19	19	20	2	3	3	3
あきる野市全体		155	160	185	188	22	23	26	28

【特別支援教室】 (各年5月1日時点)

学校名	種別	在籍児童・生徒数(人)			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東秋留小学校	情緒障害等	21	16	14	12
多西小学校	情緒障害等	25	35	33	30
西秋留小学校	情緒障害等	10	21	22	14
屋城小学校	情緒障害等	10	13	10	15
南秋留小学校	情緒障害等	15	23	26	27
草花小学校	情緒障害等	25	28	26	32
一の谷小学校	情緒障害等	3	3	5	4
前田小学校	情緒障害等	19	22	21	22
増戸小学校	情緒障害等	39	46	31	38
五日市小学校	情緒障害等	13	15	16	15
秋多中学校	情緒障害等	28	19	14	24
東中学校	情緒障害等	3	8	14	13
西中学校	情緒障害等	1	5	2	2
御堂中学校	情緒障害等	3	5	8	7
増戸中学校	情緒障害等	17	12	16	15
五日市中学校	情緒障害等	5	5	3	5
あきる野市全体		237	276	261	275

【通級指導学級(言語障害)】 (各年5月1日時点)

学校名	種別	在籍児童数(人)				学級数(学級)			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前田小学校	言語障害	21	22	27	28	2	2	2	2

(2) 特別な支援が必要な児童・生徒への切れ目のない支援(指導室)

各校が校内委員会、巡回相談等を通して、通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童・生徒を早期発見し、切れ目のない支援の充実を図りました。切れ目のない支援のために、関係機関と連携しながら、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)、連携型個別指導計画を作成し活用しました。

(3) 学校生活支援シート、連携型個別指導計画の作成(指導室)

特別支援学級(固定学級)、特別支援教室及び通級指導学級(言語障害)に在籍している児童・生徒には、学校生活支援シートと連携型個別指導計画を作成しました。

【学校生活支援シート】

保護者と学校で児童・生徒の状況を把握し、長期的な視点で一貫した指導及び支援を行うために作成するシートです。また、教育のみならず、医療や福祉等の関係機関との

密接な連携を図るためにも使われています。

【連携型個別指導計画】

学校の教育課程及び指導計画に基づき、対象の児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法などをまとめた計画です。巡回指導教員、在籍校の学級担任、教科担任等が情報を共有し、障がいのある児童・生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導を行うための資料です。主に学校で作成し、保護者にも内容の確認を行っています。

(4) 副籍事業の実施（指導室）

副籍制度は、「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」です。

都立特別支援学校と連携し、直接的な交流及び間接的な交流の充実を図りました。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	対象者（人）	43	50	58	48
	実施者（人）	25	24	30	30
	実施率（％）	58.1	48.0	51.7	62.5
中学校	対象者（人）	37	29	30	27
	実施者（人）	5	2	19	9
	実施率（％）	13.5	6.8	63.3	33.3
計	実施者（人）	30	26	49	39
	実施率（％）	37.5	32.9	55.6	52.0

(5) 交流及び共同学習の実施（指導室）

特別支援学級設置校を中心に、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を通して、全ての児童・生徒が関わり合う学習を実施しました。

(6) 教員補助員、特別支援学級介助員の配置（指導室）

【教員補助員】

通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対して、きめ細やかな個に応じた指導を行うため、教員補助員を配置して、指導・支援の充実を図りました。

【特別支援学級介助員】

特別支援学級（固定学級）の児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組の支援を図るため、特別支援学級介助員を配置して、支援体制の充実を図りました。

(各年3月31日時点)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
教員補助員数(人)	69	66	68	65
特別支援学級介助員数(人)	44	47	51	51

第1章

(7) 校内委員会の全校設置及び計画的な実施(指導室)

市内全16校に校内委員会を設置し、支援が必要な児童・生徒の実態把握や支援方法等について検討を行いました。

校内委員会は、月1回以上の頻度で開催し、児童・生徒の学習面や生活面での成果や課題について検討を行い、校内委員会対応記録を作成し、組織的かつ継続的に支援しています。校内委員会の参加者は、管理職や主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、臨床心理士等となっています。

第2章

(8) スクールカウンセラーの活用(指導室)

東京都は、いじめ・不登校等の未然防止と改善及び解決、学校内の教育相談体制の充実を図るため、週1回程度、スクールカウンセラーを各校に配置しています。

スクールカウンセラーは、児童・生徒へのカウンセリング等の記録を基に、教職員、保護者に対する助言や援助などを行いました。また、小学校5年生と中学校1年生については、全員面接を行いました。

第3章

第4章

(9) 特別支援教育コーディネーターの育成(指導室)

特別支援教育コーディネーター連絡会を要として、保育所・幼稚園等、小・中学校の特別支援教育コーディネーターの育成及び資質・能力の向上を図りました。また、本連絡会を通して、就学前段階からの引継ぎや指導及び支援についての協議・情報交換を行いました。その他、特別支援教育コーディネーターの育成を図るため、都立あきる野学園の特別支援教育コーディネーターや教育相談所の臨床心理士による助言や研修を行いました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別支援教育コーディネーター連絡会(回)	3	3	3	2

第5章

(10) 巡回相談の実施(指導室)

学校の要請に基づいて、臨床心理士を年2~3回派遣し、通常の学級及び特別支援学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒の行動観察を実施しました。また、校内委員会で教員への指導・助言等及び相談も対応しました。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から巡回数を減らして実施しました。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	巡回数(回)	29	13	18	26
	延べ対象者(人)	208	98	138	128
中学校	巡回数(回)	18	6	12	13
	延べ対象者(人)	37	17	28	27
計	巡回数(回)	47	19	30	39
	延べ対象者(人)	245	115	166	155

(11) 教育支援室(せせらぎ教室)における不登校児童・生徒への支援(指導室)

様々な事情で学校に登校できない児童・生徒に対し、学習支援や集団活動、相談などを通して生活リズムを取り戻し、在籍校への復帰支援及び社会的自立に向けた支援を行いました。(各年3月31日時点)

通室児童・生徒数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校(人)	5	3	7	9
中学校(人)	32	35	25	37
合計(人)	37	38	32	46
在籍校復帰数(人)	19	4	2	3
中学校進学者数(人)	2	0	2	3
高等学校進学者数(人)	9	22	15	14

(12) 教育相談所における児童・生徒及び保護者に対する教育相談の充実(指導室)

教育相談所を秋川地区(市役所別館)と五日市地区(五日市出張所)の2か所に設置しています。

教育相談所では、市内在住の高校生以下の幼児・児童・生徒とその保護者を対象に、心や体の成長・発達に関わること、学習や進路に関わること、基本的な生活習慣に関わること、集団への不適應に関わること等について相談業務を行いました。また、希望に応じて、保育所・幼稚園等、小・中学校での幼児・児童・生徒の行動観察、担任の教員との情報交換、発達検査等も行いました。

相談件数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来所(延べ件数)	1,894	1,529	1,691	1,601
電話(延べ件数)	104	368	318	142
合計(延べ件数)	1,998	1,897	2,009	1,743

(13) 学童クラブにおける児童への対応(子ども政策課)

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を図りました。

入会時には、保護者と面談を行うとともに、関係機関等と連携を図り、児童の適切な育成に努めています。学童クラブの要請に基づいて臨床心理士を派遣し、特別な支援が必要な児童の行動観察を実施し、放課後児童支援員等に対し、ミーティング等での指導・助言等を行い、児童一人一人の理解を深めています。

(各年4月1日時点)

学童クラブ名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	児童数(人)	児童数(人)	児童数(人)	児童数(人)
若竹学童クラブ	65(6)	65(10)	66(16)	65(13)
若葉第1・第2学童クラブ	74(4)	73(4)	76(5)	114(11)
南秋留第1・第2学童クラブ	84(8)	79(8)	80(8)	71(12)
一の谷学童クラブ	55(10)	58(8)	47(10)	59(4)
前田学童クラブ	80(6)	100(11)	100(7)	93(11)
多西第1・第2学童クラブ	147(10)	154(10)	133(8)	136(9)
屋城学童クラブ	66(5)	65(7)	56(2)	49(2)
草花第1・第2学童クラブ	188(10)	209(26)	172(18)	159(11)
五日市第1学童クラブ	91(3)	92(10)	87(9)	82(8)
五日市第2学童クラブ	47(8)	59(12)	67(15)	70(11)
増戸第1学童クラブ	45(1)	45(5)	45(4)	45(2)
増戸第2学童クラブ	60(4)	60(3)	60(4)	60(6)
秋留台学童クラブ	13(1)	11(0)	9(0)	10(0)
合計	1,015(76)	1,070(114)	998(106)	1,013(100)

※()内の数値については、特別な支援が必要な児童数

◎巡回相談回数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
巡回数(回)	47	40	45	27

(14) 放課後子ども教室事業の実施(生涯学習推進課)

放課後に児童が安心して遊べる場所を提供するため、学校の施設等を利用して放課後子ども教室事業を地域の方などの協力を得ながら実施しました。

(各年3月31日時点)

学校名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	児童数(人)	児童数(人)	児童数(人)	児童数(人)
東秋留小学校	96	130	139	132
多西小学校	187	165	143	157
草花小学校	218	172	219	225
五日市小学校	123	111	138	121
西秋留小学校	134	110	143	180
南秋留小学校	45	107	143	171
屋城小学校		36	59	55
一の谷小学校				93
合計	803	831	984	1,134

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

(15) 放課後等デイサービスの活用（障がい者支援課）

放課後等デイサービスでは、障がい児（18歳未満）が放課後や夏季休業等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練を行うなど、障がい児の自立促進を図りました。

活用状況	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	延べ人数(人)	延べ日数(日)	延べ人数(人)	延べ日数(日)	延べ人数(人)	延べ日数(日)	延べ人数(人)	延べ日数(日)
放課後等 デイサービス	2,848	22,278	2,595	21,930	3,112	26,164	3,116	26,309

3 あきる野市における特別支援教育推進体制

(1) あきる野市特別支援教育推進計画の実施状況報告（指導室）

あきる野市特別支援教育推進計画に基づき、あきる野市特別支援教育検討委員会において、「あきる野市特別支援教育推進計画実施状況報告書」を作成しています。

(2) あきる野市特別支援教育検討委員会（指導室）

特別支援教育を推進する基本的な考え方や推進体制、推進上の課題等について検討するとともに、各事業の成果と課題を分析し、評価するために設置しており、本市の特別支援教育推進の要となっています。

検討委員会は、学識経験者、医師、保護者代表、保育施設長代表、幼稚園長代表、都立特別支援学校長代表、市立小学校長代表、市立中学校長代表、市職員等で構成されています。

(3) あきる野市特別支援教育推進連絡会（指導室）

小・中学校期だけでなく、乳幼児期から成人期までを見据えて特別支援教育に取り組むため、関係部署の市職員で連絡会を開催し、連携を進めています。

推進連絡会は、健康福祉部（障がい者支援課）、子ども家庭部（子ども政策課、子ども家庭支援センター、保育課）、教育部（教育総務課、指導室、生涯学習推進課）の3部7課で構成されています。あきる野市特別支援教育検討委員会の検討内容に応じて、連絡会を開催しました。

(4) あきる野市特別支援教育就学相談委員会（指導室）

障がいによって学校生活に困難さが生じる可能性がある児童・生徒の就学・転学を適正に実施するため、必要な事項について調査・審議を行っています。

就学相談委員会は、学識経験者や医師、特別支援学級設置校の校長、特別支援学級の担任、特別支援教室の巡回指導教員、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、保育施設長代表、幼稚園長代表、保健師、教育支援センター長、臨床心理士等で組織しています。

委員会開催数（回）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
		9	9	8	10				
就学相談 件数（件）	転学相談 件数（件）	89	34	91	35	59	20	88	19
就学・ 転学先	通常の学級（件）	21		26		14		17	
	特別支援学級（件）	77		61		50		67	
	特別支援学校（件）	9		18		9		9	
相談申込合計件数（件）		123		126		79		107	
保護者による取り下げ等（件）		16		21		6		14	

(5) あきる野市特別支援教室・通級指導学級入室判定委員会（指導室）

在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送れるようになることを目的として、障害の状況に応じた指導を行えるよう、入室判定委員会で検討・判定を行っています。

入室判定委員会は、学識経験者や医師、特別支援教室及び通級指導学級設置校の校長、特別支援教室の巡回指導教員、通級指導学級の担当教員、臨床心理士、教育委員会事務局等で組織しています。

開催数（回）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		10	10	10	10
入室・入級先	小学校特別支援教室（件）	86	43	65	52
	小学校通級指導学級（件）	18	17	13	11
	中学校特別支援教室（件）	26	32	14	10
判定件数（件）		134	95	96	74
入室・入級不適（件）		4	3	4 ※取下1件含む	1

(6) 相談支援ファイル（ステップ）の作成・活用（指導室、保育課、子ども家庭支援センター、障がい者支援課）

平成24年度から、発達障害を含む障がいのある方の乳幼児期から成人期までの一貫した支援に役立てるため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する情報を集約する「相談支援ファイル（ステップ）」を作成し、希望する保護者に配布しました。

(7) 保護者・市民への啓発活動（指導室）

市内の保護者に対して、各校や都立あきる野学園の協力の下、就学相談説明会を実施しました。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就学相談説明会参加人数（人）	51	書面開催	21	27

(8) 関係機関との連携（指導室、子ども家庭支援センター）

特別な支援を要する児童・生徒に対して適切な支援を行うため、各ケースに関わる関係機関を集め、ケース会議を随時行いました。（情報共有を行う中で、指導や支援の方針を決めています。）

教員の指導力向上においては、東京都立学校のセンター的機能の活用や児童発達支援センターの医師による学校への指導訪問を実施しました。また、教育支援センター及び子ども家庭支援センターで児童・生徒に関する情報交換を行い、今後の対応を協議する場を設定しました。他に、保育所・幼稚園等の施設長、小学校の校長等が集まり、「保育所・幼稚園・小学校等連絡協議会」を年1回開催して情報交換等を行いました。

(9) スクールソーシャルワーカーの配置（指導室）

スクールソーシャルワーカーは、学校を含む関係機関とともに、児童・生徒の最善の利益を考慮し、その教育が保障される環境を整える福祉専門職です。

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生活指導上の課題や、発達障害等に起因する特別な支援を必要とする状況に対応するため、教育分野、社会福祉等の専門的な知識や関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童・生徒に支援を行いました。（平成29年1月から設置、現在は3人が市内全域で活動）

(10) 子どもの学習・生活支援事業の実施（子ども政策課）

子どもの学習・生活支援事業は、児童・生徒に対する学習意欲及び学力の向上を目的とした学習支援、生活支援の形成及び社会性獲得のための居場所の提供、日常生活等における悩み及び進路に関する相談支援を行うとともに、必要に応じて保護者に対する養育支援を行っています。

令和3年度からは、集合型の利用が難しい児童・生徒に対し、訪問型の支援を開始しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業を中止しました。

【集合型】

（各年3月31日時点）

会場	対象学年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
あきる野市役所別館	小学校5年生（人）	16	中止	13	15
	小学校6年生（人）	24	中止	2	4
	中学校1年生（人）	25	中止	14	9
	中学校2年生（人）	25	中止	15	12
	中学校3年生（人）		中止	8	15
五日市地域交流センター	小学校5年生（人）	6	中止	3	3
	小学校6年生（人）	7	中止	5	2
	中学校1年生（人）	8	中止	5	7
	中学校2年生（人）	16	中止	7	2
	中学校3年生（人）		中止	4	8
五日市ファインブラザ	小学校5年生（人）		中止	6	3
	小学校6年生（人）		中止	2	6
	中学校1年生（人）		中止	9	1
	中学校2年生（人）		中止	5	10
	中学校3年生（人）		中止	2	2
合 計		127		100	99

【訪問型】

(各年3月31日時点)

会場	対象学年	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自宅等	小学校5年生(人)			1	0
	小学校6年生(人)			0	5
	中学校1年生(人)			1	0
	中学校2年生(人)			1	1
	中学校3年生(人)			2	1
合 計				5	7

(11) 就労期の支援(障がい者支援課)

「あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく」では、ハローワーク等関係機関と連携し、求職活動の同行、職場見学や面接の同行、会社や家庭との連携、各種事務手続き等の支援を行いました。仕事に就いた後においても、就労者本人の支援を図るとともに、就職先の会社との意見交換等を行い、円滑な雇用関係が保たれるよう、就労の定着支援にも力を入れて取り組みました。

相談支援事業		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相 談	電話(件)	2,895	3,963	2,816	3,377
	来訪(件)	833	716	884	1,081
	訪問(件)	378	522	432	438
合 計		4,106	5,201	4,132	4,896

就労支援事業		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就労	正規雇用(人)	4	4	7	4
移行者	その他の雇用(人)	23	30	31	21
合 計		27	34	38	25

第4章

あきる野市における具体的な施策



第4章 あきる野市における具体的な施策

1 推進方針

- 子どもたちが安心して充実した生活を送るために、障害の有無やその程度に関わらず、保護者、地域、学校及び関係機関が連携して、子ども一人一人の教育的ニーズに即した支援を行っていきます。
- 乳幼児期においては、障害の早期発見や早期に適切な療育に取り組めるように保護者や各園等を支援していきます。
- 小・中学校期においては、市内全校で特別支援教育の充実を図り、組織的に児童・生徒一人一人に応じた指導及び支援を行っていきます。
- 就労期においては、ハローワーク等関係機関と連携し、各種事務手続の支援や在宅障がい者に対しての可能な支援の情報を提供していきます。

2 推進体制

- あきる野市特別支援教育検討委員会より、本計画に基づいた実施状況の確認及び推進に向けての助言を受け、あきる野市特別支援教育推進計画実施状況報告書を作成していきます。
- あきる野市特別支援教育推進計画実施状況報告書は、毎年度、市教育委員会の定例会議で報告していきます。

3 乳幼児期の推進計画

(1) 配慮を要する乳幼児の早期発見

就学前の乳幼児を対象に健康診査（1歳6か月児、3歳児、乳幼児発達健康診査）を実施し、子どもの生活上の困り感や発達の状況のアンバランスなどを早期に発見し、必要に応じて専門機関等への紹介を行っていきます。また、保育所・幼稚園等と、早期発見に向けた連携について検討していきます。

主管課	子ども家庭支援センター		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・乳幼児健康診査の実施

(2) 配慮を要する幼児の就学支援の充実

小学校入学時に、それぞれの幼児の情報を就学先に伝えることは、特別な支援が必要な児童にとっては有効な手立てとなります。今後も、就学支援シートの必要性を保護者に呼びかけ、作成や活用ができるように周知していきます。

主管課	保育課、指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・ 就学支援シートを活用した就学時期の支援の充実

(3) 乳幼児の保護者への支援

育児や発達に関する保護者の相談を受けるなど、子どもを育てる保護者に寄り添った丁寧な対応を行っていきます。また、親子のより良い関係づくりのサポートや、初めての育児等に関し悩みを抱えた保護者同士が集える場づくり、育児の不安を解消することを目的として、保健師、図書館司書、管理栄養士等による子育て講座、子育てグループ交流会及び情報交換会を行っていきます。さらに、子どもの発達や関わりへの不安をもつ親子を対象に、子どもの個性に合った成長ができ、安心して子育てができるよう支援をするために、個別相談やグループ指導（3歳児：ぱんだ、1歳6か月：こあら）を行っていきます。

主管課	子ども家庭支援センター		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・ 子育て講座
 ・ 子育てグループ交流会・情報交換会
 ・ 個別相談
 ・ グループ指導

(4) 乳幼児期に配慮を要する児童への支援

障がいのある未就学児に対し、児童発達支援事業所が、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う「児童発達支援」を提供します。支援の提供に当たっては、計画相談支援事業所が、一人一人の特性に合わせた支援を行うため、障害児支援計画を作成しています。

また、障害児通所相談支援費及び障害児通所給付費の決定・給付を保護者に対し行っていきます。

主管課	障がい者支援課		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・ 障害児通所給付費
 ・ 障害児相談支援給付費
 ・ 児童発達支援の提供
 ・ 障害児支援計画の作成

(5) 保育所等訪問支援サービスの充実

保育所等を利用中又は今後利用する予定の障がい児等が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、サービスの提供を行うことで、障害のあるなしに関わらず、保育所等の安定的な利用ができるよう支援していきます。

主管課	障がい者支援課、保育課、指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・ 集団生活適応などの障がい児への支援
 - ・ 訪問先施設の保育士及び教員等に対する支援

(6) 巡回指導等による保育所・幼稚園等の支援の充実

教育相談所の臨床心理士による保育所・幼稚園等への巡回相談や、教育相談所における相談業務を実施し、園児一人一人の理解を深めるとともに、指導及び支援の充実を図っていきます。

主管課	保育課、指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・ 臨床心理士の訪問
 - ・ 教育相談所における園児及びその保護者への相談業務の実施

(7) 保育所・幼稚園等への支援

市の施策や特別支援教育の現状及び取組等について、保育士や幼稚園教諭に対し説明等を行い、特別支援教育の理解促進を図っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・ 保育所・幼稚園等への支援、情報提供等

(8) 保育所・幼稚園等の指導員の指導力向上

園児への適切な指導や支援ができるように、保育士や幼稚園教諭の資質向上を図っていきます。

主管課	保育課、指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・ 特別支援教育コーディネーター連絡会の充実
 - ・ 教員及び保育士対象の研修会の充実

(9) 「あきる野子育てステーションこころの」における支援の充実

子育て支援拠点施設「あきる野子育てステーションこころの」では、様々なニーズに対応するため、保育所・幼稚園等、医療機関など関係機関と連携し、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。

主管課	子ども家庭支援センター		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・保健師による伴走型相談支援
 - ・子育て支援総合窓口による子育て支援サービスの情報提供等
 - ・子どもと子育て家庭の総合相談・保健師の面談等

(10) 医療的ケアを必要とする未就学児への支援の充実

近年、日常生活において医療的ケアを必要とする未就学児が、都立肢体不自由特別支援学校以外の公立学校にも進学するようになり、本市においても医療的ケアを実施できるようにするための体制整備が求められています。

医療的ケアを必要とする未就学児に対して、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が連携した協議の場を整備し、そこで共有した情報を基に保育所・幼稚園等の現場において、障害児通所支援事業所、訪問看護事業所等と連携することで、医療的ケアを必要とする未就学児への総合的・包括的な支援の充実を図っていきます。

主管課	障がい者支援課、保育課、子ども家庭支援センター、指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・医療的ケアを必要とする未就学児への支援の充実

4 小・中学校期の推進計画

(1) 小・中学校における特別支援教育推進体制の充実

特別な支援が必要な児童・生徒に対する指導は、担任だけでなく、全校体制で組織的に実施していく必要があります。その中心となるのが校内委員会であり、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な取組が不可欠です。校内委員会を組織として位置付けるとともに、特別支援教育コーディネーターの複数指名や校内研修会を計画的に実施し、特別支援教育体制の充実を図ります。

各学校に配置されているスクールカウンセラーは、対象学年の児童・生徒全員と面談を実施し、児童・生徒の心のケアに努めるとともに、校内委員会に参加して、専門的な見地から、児童・生徒の適正な学びの場について助言を行っていきます。また、スクールソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣し、不登校や児童虐待等、特別な課題を抱える児童・生徒及びその保護者が置かれた様々な環境へ働き掛け、関係機関等とのネットワークを活用し支援を行っていきます。

障がい及び特定分野に特異な才能のある児童・生徒に対し、通常の学級、特別支援学級

等の多様な学びの場における適切な指導及び支援を行えるよう、指導面や環境面の充実を図っていきます。一人一人の児童・生徒にきめ細やかな指導及び支援を実施するために、学校生活支援シート及び連携型個別指導計画を作成し、計画的な指導を行っていきます。また、児童の様子や小学校で配慮してきたことなどを進学先の中学校に引き継ぐ際に、学校と保護者が相談しながら進学支援シートを作成し、切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・校内委員会の校務分掌上への位置付け
 - ・特別支援教育コーディネーターの複数指名
 - ・校内研修会の実施
 - ・学校生活支援シート、進学支援シート及び連携型個別指導計画の作成・活用
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・通常の学級、特別支援学級等における指導及び環境の充実

(2) インクルーシブ教育システムを踏まえた特別支援教育の推進

障がいのある児童・生徒が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、教育の充実を図ります。基本的な方向性としては、障害の有無に関わらず、全ての児童・生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指します。

一方で、児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、児童・生徒と保護者、市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、高い教育効果が期待できる特別支援学級、特別支援学校等への就学が決定されるよう、早期からの教育相談及び支援の充実を図ります。その際、義務教育修了後を含めた、関係機関と連携した継続的な特別支援教育の充実や様々な場で学ぶ特別な支援を要する児童・生徒が、授業を柔軟に行き来ができる環境づくりの推進を図っていきます。

その他に、令和4年度からは、学習障害等の発達障害や弱視等の視覚障害、その他の障がいのある児童・生徒への支援を促進するために、デジタル化された教科用図書「マルチメディアデイジー教科書」を活用していきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた基礎的環境整備の推進
 - ・インクルーシブ教育の視点を取り入れた教育課程及び年間指導計画の作成
 - ・特別支援学校との副籍交流、特別支援学級との交流及び共同学習等
 - ・デジタル化された教科用図書「マルチメディアデイジー教科書」の活用

(3) 個に応じた指導及び支援の実施

障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもがかけがえのない存在であると受け止め、個に応じた指導及び支援を行っていきます。特に、児童・生徒同士が学校生活の中でより良い人間関係を構築し、豊かな学校生活を送れるよう人権教育の視点とともに自他を大切にする心や規範意識など道徳的価値に関する自覚を深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていきます。また、ICT機器を活用し、教科指導の効果を高める工夫を行っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・個に応じた指導及び支援の充実
 - ・人権教育、道徳教育の充実
 - ・ICT機器を活用した指導

(4) 巡回相談等による学校の支援の充実

東京都の臨床心理士やあきる野市教育相談所の臨床心理士による学校への巡回相談の他に、児童発達支援センターの医師による指導訪問を実施しています。教員が児童・生徒一人一人の理解を深めて指導の充実を図っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 実施	令和8年度 実施

- 《取組内容》
- ・臨床心理士の定期訪問
 - ・専門医の派遣

(5) 教員補助員、特別支援学級介助員の配置

児童・生徒一人一人の指導を充実させるため、通常の学級に教員補助員、特別支援学級に特別支援学級介助員を配置していきます。また、教員との連携強化を促進するために特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級を指導主事が訪問し、活用の方法を助言していきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・教員補助員、特別支援学級介助員の適正な配置
 - ・指導主事等による助言

(6) 教員等研修の充実

児童・生徒への適切な指導や支援ができるように、教員等の資質向上を図っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・若手教員育成研修（1年次、2年次、3年次）
 - ・中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ
 - ・特別支援教育コーディネーター連絡会
 - ・指導主事等の学校訪問による指導力向上

(7) 就学・転学相談及び入室・入級相談の実施

児童・生徒の個に応じた指導や支援が行えるように、特別支援学級や特別支援学校への就学・転学の相談や、特別支援教室や通級指導学級への入室・入級の相談を行っていきます。保護者、児童・生徒、学校、市教育委員会で就学等に関して合意形成が図られるように、丁寧に話し合っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・就学・転学相談（年9回実施）
 - ・入室・入級相談（年10回実施）

(8) 相談支援ファイル（ステップ）などによる情報の共有化

乳幼児期から成人期までの一貫した支援に役立てるため、積み重ねてきた支援・指導内容について、医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、合理的な引継ぎを行うために相談支援ファイルの作成を行っていきます。

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人が、乳幼児期から学齢期を経て社会参加するまで、適時・適切な支援を受けることができるよう、個に応じて作成し効果的に活用できる環境整備の充実を図っていきます。

主管課	指導室、子ども家庭支援センター、保育課、障がい者支援課		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・相談支援ファイルの活用状況の把握
 - ・効果的な活用方法の検討及び環境整備の充実

(9) 特別支援学校との副籍交流、特別支援学級との交流及び共同学習、学校間交流の実施

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の公立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接交流や間接交流を通じて居住する地域とのつながりの維持・継続を図ります。また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が、学校行事や学習活動等における交流及び共同学習を実施し、コミュニケーションを深めていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・ 交流及び共同学習の充実
 - ・ 副籍交流の実施
 - ・ 学校間交流の実施

(10) 医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の充実

近年、日常生活において医療的ケアを必要とする児童・生徒が、都立肢体不自由特別支援学校以外の公立学校にも就学するようになり、本市においても医療的ケアを実施できるようにするための体制整備が求められています。

医療的ケアを必要とする児童・生徒に対して、医療・保健・福祉・保育・教育等の関係機関が連携した協議の場を整備し、そこで共有した情報を基に公立学校の現場において、障害児通所支援事業所、訪問看護事業所等と連携することで、医療的ケアを必要とする児童・生徒への総合的・包括的な支援の充実を図ります。また、必要に応じ非常勤看護師を配置するなどして、公立小・中学校においても医療的ケア児に対する必要な体制を整備していきます。

主管課	指導室、障がい者支援課		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・ 医療的ケアを必要とする児童・生徒への支援の充実

(11) 不登校状況にある児童・生徒への支援

不登校は、要因や背景が多様・複雑であることから、教育の視点だけで捉えて対応することが難しい場合があります。そのため、学校、家庭、関係機関等が連携を図り、不登校児童・生徒に対する支援を行っていきます。教育支援室（せせらぎ教室）においては、様々な理由で学校生活に不安を感じて登校することができなくなっている児童・生徒に対して、主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう、指導や助言を行っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・ 学校、教室等に行きづらい児童・生徒への支援
 - ・ 不登校状況にある児童・生徒への支援

(12) 関係諸機関との連携の充実

教育相談所、教育支援室（せせらぎ教室）、子ども家庭支援センター及び指導室で児童・生徒に関する情報交換を行い、今後の対応を協議する場を設定していきます。また、保育所・幼稚園等、学校との連携を深めるために、保育所・幼稚園等の施設長、小学校の校長等による「保育所・幼稚園・小学校等連絡協議会」を年1回開催し、情報交換等を行っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・教育相談所の相談機能の充実
・保育所・幼稚園・小学校等連絡協議会の実施

(13) 子どもの学習・生活支援事業の充実

児童・生徒に対する学習意欲及び学力向上を目的とした学習支援、生活支援の形成及び社会性獲得のための居場所の提供、日常生活等における悩み及び進路に関する相談支援を行い、必要に応じて保護者に対する養育支援を行っていきます。

主管課	子ども政策課		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・子どもの学習・生活支援事業

(14) 保護者・市民への啓発活動

毎年4月に、特別支援教育リーフレットを保護者に配布していきます。毎年5月に、各校や都立あきる野学園の協力の下、市内の保護者を対象に、あきる野市就学相談説明会を実施していきます。他に、障がい者週間等の機会を活用して、障害や障がい者に対する正しい理解の促進に向けた取組を市長部局と連携して実施するなど、今後も積極的に啓発活動を行っていきます。

主管課	指導室		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・就学相談説明会
・特別支援教育リーフレットの配布
・教育委員会広報への掲載

(15) 学童クラブにおける育成の充実

特別な配慮が必要な児童については、学童クラブ入会時に関係機関等との連携や保護者との面談、臨床心理士による巡回相談等を行い、学童クラブに従事する職員が児童一人一人の特性を理解した上で、健全育成を図っていきます。

主管課	子ども政策課		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・臨床心理士による巡回相談

(16) 放課後子ども教室事業の実施

学校の施設等を利用して、放課後に児童が安心して遊べる場所を提供するため、放課後子ども教室事業を地域の方などの協力を得ながら実施していきます。

主管課	生涯学習推進課		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・ 放課後子ども教室事業の実施

(17) 小・中学校期の配慮を要する児童・生徒への放課後等の支援

障がいのある児童・生徒に対し、放課後等デイサービス事業所が、放課後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るため放課後等デイサービスを提供します。サービスの提供に当たっては、計画相談支援事業所が、一人一人の特性に合わせた支援を行うため、障害児支援計画を作成します。

また、障害児通所相談支援費及び障害児通所給付費の決定・給付を保護者に対し行っていきます。

主管課	障がい者支援課		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・ 障害児通所給付費
・ 障害児相談支援給付費
・ 放課後等デイサービスの提供
・ 障害児支援計画の作成

5 小・中学校期終了後の推進計画

(1) 配慮を要する児童・生徒の卒業後の支援

教育相談所は、高校卒業まで継続して支援を行っていきます。また、子ども家庭支援センターは、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に対応していきます。

さらに、障がい者の一般就労の機会を広げるとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に支援するため、「あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすく」との連携や他自治体の障がい者就労・生活支援センターを紹介するなど、関係機関と連携した取組を行っていきます。

主管課	指導室、障がい者支援課、子ども家庭支援センター		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

《取組内容》 ・ 教育相談の継続実施
・ 個別の就労相談
・ 関係機関の紹介・連携

(2) 小・中学校期終了後の配慮を要する生徒等への放課後等の支援

小・中学校期終了後、障がいのある生徒等に対し、放課後等デイサービス事業所が、放課後又は休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図るための放課後等デイサービスを提供します。サービスの提供に当たっては、計画相談支援事業所が、一人一人の特性に合わせた支援を行うため、障害児支援計画を作成します。

また、障害児通所相談支援費及び障害児通所給付費の決定・給付を保護者に対し行っていきます。

主管課	障がい者支援課		
各年度の目標	令和6年度 実施	令和7年度 継続	令和8年度 継続

- 《取組内容》
- ・ 障害児通所給付費
 - ・ 障害児相談支援給付費
 - ・ 放課後等デイサービスの提供
 - ・ 障害児支援計画の作成

第5章

用語解説・資料



第5章 用語解説・資料

1 用語解説

【あ行】

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、痰の吸入等の医療行為

インクルーシブ教育

障がいのある方とない方が共に学ぶ仕組み

【か行】

学習障害

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す、様々な障害を指すもの。

学童クラブ

保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して提供される遊び及び生活の場

学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

児童・生徒及びその保護者の願い、障害による困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、関係者で情報共有するための計画

管理栄養士

高度で複雑な栄養管理、栄養指導にあたる栄養士

教育相談所

高校生以下の児童・生徒、保護者を対象に、専任の相談員や心理の専門家が相談に応じる施設

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある方が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

共同学習

小集団を活用した教育方法で、児童・生徒等と一緒に取り組むことによって自分の学習と互いの学習を最大限に高めようとするもの。

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態であること。また、そのため当該児童・生徒が引け目を感じるなど社会生活上不都合な状態であること。

合理的配慮

障がいのある方が、障がいのない方と同じように平等な社会生活を送れるよう、障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

【さ行】**自閉症**

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害

就学

学校に入って教育を受けること。

進学支援シート

小学校における支援情報を中学校へ引き継ぐためのシート

巡回相談

巡回相談員が学校等を巡回し、当該学校の教員等に、発達障害を含む障がいのある児童・生徒等に対する指導内容、指導方法に関する助言等を行うもの。

障害児相談支援給付費

障害児支援利用計画の作成・見直しなど、障がい児相談支援に要した費用への給付

障害児通所給付費

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを使用した際の費用への給付

情緒障害

情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思でコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態

【た行】

知的障害

記憶、推理、判断などの知的機能の発達に有意な遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態

注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力や衝動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもの。

通級指導学級

通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別な指導を行う学級

※あきる野市では、小学校のみ、言語障がいのある児童を対象にした通級指導学級を開設している。

転学

学校に在籍している人の学籍が、別の学校又は学級に移ること。

特別支援学級

小学校、中学校等において、障がい（知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害）のある児童・生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級

特別支援学校

障がい（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱）のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とする学校

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育

特別支援教育コーディネーター

児童・生徒等への適切な支援のために、保護者や関係機関と連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割を担う教員

特別支援教室

通常の学級に在籍し、特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級において障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、在籍校の別教室で指導を受けられる制度

※【対象となる障害の種類】自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害

【な行】

乳幼児発達健康診査

乳幼児健康診査等の結果、運動発達遅滞、精神発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して実施する健康診査

認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持っている施設

認証保育所

東京都が独自に定める認証基準（保育室の面積や職員配置などの基準）を満たして設置された認可外保育施設

【は行】

保育所等訪問支援サービス

保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブなど集団生活を営む施設を保育所等訪問支援事業所の支援員が訪問し、障がいのない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うもの。

発達検査

知能等の発達を測定するための検査

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

【や行】

幼稚園類似施設

幼稚園教育を行うことを目的として設置されているが、幼稚園としての認可を受けていない幼児施設

【ら行】

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育

臨床心理士

臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする心の専門家

連携型個別指導計画

個々の児童・生徒の実態に応じて指導を行うために学校で作成され、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にした指導計画

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画 ～共生社会の実現に向けた特別支援教育の推進～ 令和4年～令和6年



「共生社会の実現に向け、障がいのある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」を基本理念として、令和4年（2022年）3月に、これまでの「東京都特別支援教育推進計画（第一期）第一～三次実施計画」及び「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画」を受け策定した。第二次実施計画では、＜方向性1＞ 特別支援学校における特別支援教育の充実、＜方向性2＞ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実、＜方向性3＞ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進、＜方向性4＞ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実、の4つの方向性が示されている。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/special_needs_school/special_needs_education.html

第2次あきる野市総合計画

令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度）



総合計画とは、総合的かつ計画的なまちづくりの方針を示すもので、最上位の行政計画となるものです。

目標となる将来都市像や人口の見通し、個別の取組の内容などをまとめています。

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000014/14162/00gaiyoubannsaisinn.pdf>

あきる野市教育基本計画（第3次計画）

令和4年度～令和8年度



教育基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する本市の教育振興に関する計画で、第2次あきる野市総合計画を上位計画とし、本市の教育を総合的かつ計画的に推進するために、あきる野市教育大綱や既に策定されている各種計画等との整合、関連分野との連携を図りながら策定しました。

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000014/14120/dai3jikeikaku.pdf>

あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプラン 4
令和 4 年度～令和 8 年度



本市では、平成 27 年度に策定した「あきる野市生涯学習推進計画 あきる野学びプラン 3」を基に、「人生 100 年時代」に適合した誰もが生涯学習活動に参加できる社会の実現など社会的潮流等を踏まえ、あきる野市生涯学習推進計画「あきる野学びプラン 4」を策定しました。

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000014/14169/manabiplan4honpen.pdf>

あきる野市健康増進計画
「めざせ健康あきる野 21（第二次）」
平成 30 年度から令和 9 年度



本市では、「ふれあい いきがい 元気なまち」の実現に向け、市民、地域、行政が協働して健康なまちづくりを推進してきました。

新たに、平成 30 年度から 10 年間のめざせ健康あきる野 21（第二次）を策定しました。めざす姿に向け、5つの領域で分野別の目標と取組みの方向性を示しています。

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000008/8729/21-2gaiyouban.pdf>

あきる野市子ども・子育て支援総合計画
令和 2 年度～令和 6 年度



核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況下において、子育てに負担や不安、孤立感を感じる保護者の増加や児童虐待の深刻化、多様化する保育ニーズへの対応など、様々な課題があります。

こうした中、本市では近年の社会潮流や本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況を踏まえつつ、これまでの取組の進捗状況を確認・検証し、本市に暮らす全ての子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層推進します。

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000010/10719/gaiyouban.pdf>

あきる野市障がい者福祉計画
(障がい者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画)
令和3年度～令和5年度



障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を「あきる野市障がい者福祉計画」として一体的に策定し、障がい者福祉施策の総合的かつ横断的な取組を進めるため、本計画を作成しました。

<https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000005/5955/keikaku.pdf>

あきる野市地域保健福祉計画
令和2年度～令和6年度



今後、更なる少子高齢化の進行や人口減少社会を迎えようとしている状況を見据え、地域福祉の向上は全ての市民が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていくために欠かせないものであります。こうした認識のもと、市民と行政との協働による、笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざし、「あきる野市地域保健福祉計画」を新たに策定しました。

[https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000003/3880/\(R2-R6\)tiikiho_kenhukusikeikaku-gaiyouban.pdf](https://www.city.akiruno.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000003/3880/(R2-R6)tiikiho_kenhukusikeikaku-gaiyouban.pdf)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

あきる野市特別支援教育検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 あきる野市における特別支援教育の在り方について検討を行うため、あきる野市特別支援教育検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 特別支援教育を推進する基本的な考え方に関すること。
- (2) 特別支援教育の推進体制の検討及び推進上の課題等に関すること。
- (3) その他特別支援教育に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員22人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 医師
- (3) 保護者の代表
- (4) 私立幼稚園長の代表
- (5) 私立保育園長の代表
- (6) 都立特別支援学校の代表
- (7) 市立学校長の代表
- (8) 市職員

(委嘱等)

第4条 委員は、教育長が委嘱又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命した日からその属する年度の末日までとする。

(謝礼)

第6条 第3条第1号から第5号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長及び副委員長は、市立学校長の代表をもって充てる。

(役員職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(部会)

第10条 第2条に規定する事項の調査及び検討を行うため、委員会の下に部会を置くことができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育部指導室において処理する。

附 則

この要項は、平成16年6月7日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年5月1日から施行する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

令和5年度あきる野市特別支援教育検討委員会委員

No.	氏名	所属等	備考
1	半澤 嘉博	東京家政大学家政学部児童教育学科学科長・教授	1号委員
2	中村 道子	西多摩療育支援センター副センター長・医師	2号委員
3	鎌田 順子	保護者代表	3号委員
4	青田 彩美	保護者代表	3号委員
5	本橋 菜保子	保護者代表	3号委員
6	山口 正伸	保護者代表	3号委員
7	北村 梨沙	保護者代表	3号委員
8	濱川 喜巨	あきる野市私立幼稚園協会会長 学校法人多摩川学園 認定こども園 多摩川幼稚園 園長	4号委員
9	関根 富美子	あきる野市市立保育園協会会長推薦者 社会福祉法人 雲柱社 五日市保育園 園長	5号委員
10	伴 光明	東京都立あきる野学園 校長	6号委員
11	落合 隆一	東京都立あきる野学園 副校長	6号委員
12	田中 淳志	あきる野市立学校校長会 会長 あきる野市立東秋留小学校 校長	7号委員
13	木下 美彦	あきる野市立学校校長会 副会長 あきる野市立増戸中学校 校長	7号委員
14	山田 参生	健康福祉部長	8号委員
15	長谷川 美樹	子ども家庭部長	8号委員
16	渡邊 浩二	あきる野市教育委員会 教育部長	8号委員
17	三品 孝之	あきる野市教育委員会 指導担当部長	8号委員

計画策定までの経過

(1) あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）策定に係る検討委員会等の開催

開催年月日	会議名	内容
令和5年6月27日	第1回特別支援教育推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市特別支援教育推進計画（第3次計画）の振り返り あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）の骨子（案）について 今後のスケジュールについて
令和5年7月21日	第1回特別支援教育検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市特別支援教育推進計画（第3次計画）の振り返り あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）の骨子（案）について 今後のスケジュールについて
令和5年9月15日	第2回特別支援教育推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）（素案）について
令和5年10月25日	教育委員会10月定例会	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市特別支援教育推進計画（第3次計画）の振り返り あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）（素案）について 今後のスケジュールについて
令和5年11月9日	第2回特別支援教育検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）（案）について
令和5年12月14日	常任委員会（福祉文教委員会）	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）（案）について
令和5年12月15日 ～ 令和6年1月10日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 広報あきる野・市ホームページにおいて周知
令和6年1月26日	第3回特別支援教育推進連絡会	<ul style="list-style-type: none"> 福祉文教委員会での意見等について パブリックコメントの結果について 今後のスケジュールについて
令和6年2月21日	教育委員会2月定例会	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）の策定について
令和6年3月21日	令和6年あきる野市議会第1回定例会3月定例会議 議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）の策定について

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

(2) パブリックコメント実施結果

【意見の募集期間】

令和5年(2023年)12月15日(金)～令和6年(2024年)1月10日(水)

【意見の件数】

4件

【意見提出者件数】

1人

あきる野市特別支援教育推進計画（第4次計画）

令和6年3月発行

発行 あきる野市教育委員会
住所 東京都あきる野市二宮350番地
電話 042(558)1111